

看護師による特定行為実践、包括同意についてのお願い

当院は、皮膚・排泄ケア認定看護師による「特定行為」を行っています。「特定行為」とは、医師の指示に基づいて作成された「手順書」に沿って、看護師が行う「診療の補助」行為のことです。厚生労働省が定める38行為のうち、その区分毎に特定の研修を修了し、専門的な知識・技術を習得した看護師が実践します。

患者さんに、適切な状態に応じてタイムリーに医療を提供する事を目的としています。

ご理解とご協力を何卒よろしくお願い致します。

特定行為実施に対する同意について

特定行為実施については医師の指示のもと行います。看護師による「特定行為」実施について、予めご了承いただきますようお願いいたします。

ご不明な点やご同意いただけない場合は、地域連携・患者サポートセンターへお申し出下さい。

当院で実施される特定行為

5区分、7行為

特定行為区分の名称	特定行為
創傷管理関連	・褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 ・創傷に対する陰圧閉鎖療法
ろう孔管理関連	・胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 ・膀胱瘻カテーテルの交換
創部ドレーン管理関連	・創部ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	・腹腔ドレーンの抜去
呼吸器（長期呼吸療法に係わるもの）関連	・気管カニューレの交換